

公表基準（令和2年4月24日策定）

1 基本的な考え方

南海トラフ地震や台風・豪雨など大規模災害に備え、自然災害が発生したときにおける人的被害情報の公表基準等を定める。

2 人的被害の数の公表

県の災害対策本部が、市町村や関係機関等からの情報を一元的に集約、調整を行い、県の「総合防災情報システム」を通じて公表する。

3 個人情報の公表の原則

(1) 個人情報保護条例に基づき、原則的には、家族の同意があるときに、同意が得られた範囲の情報を県が公表する。

(2) 個人情報を非公表とする場合であっても、個人が特定されるおそれのない範囲で公表する。

4 個人情報の例外的公表

南海トラフ地震など大規模災害発生時における行方不明者及び安否不明者の個人情報については、捜索・救助活動や災害対策等の効率化、円滑化を図るといった公益上の理由があつて、かつ、緊急性が認められ、家族の同意を得るいとまがない場合に限り、家族の同意がなくとも、必要最低限の範囲で公表する。

【高知県個人情報保護条例 第8条～第10条「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当】

5 個人情報を公表する場合の条件

住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていない方とする。

6 公表内容

氏名（漢字・フリガナ）、住所（大字まで）、年齢、性別、被災の状況を限度に、家族の同意を得られた範囲とする。

7 その他

(3) 今後、この基準を運用するうえでの手順を作成し、市町村や関係機関と共有する。